

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	豊山町子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊山町は、子ども医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

豊山町長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	豊山町子ども医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、豊山町子ども医療費支給条例に基づき、子どもの医療費の支給を行うことにより、子どもの福祉の増進を図ることを目的とする事務である。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①受給資格の確認(新規・変更・更新・喪失)②申請書の受理③受給者証の交付(新規・変更・更新・再交付)④医療費の支給(現物給付:審査支払機関等へ支払、償還払い:受給者等へ支払)⑤医療費請求情報の審査、指定医療機関との過誤調整⑥高額療養費の代理申請・受領、本人求償⑦第三者行為に係る医療費の求償 <p>・なお、上記の事務を行うにあたり、必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療関係事務></p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる
③システムの名称	福祉医療システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 豊山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 項番1
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		①特定個人情報の入手に関する対策 ・複数職員によるチェックで誤入力を防止している。 ②必要な情報以外を入手することを防止する対策 ・複数人による二重チェックを実施している。 ③不正な使用を防止する対策 ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。 ④特定個人情報の使用に関する対策 ・業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。 ⑤ユーザ認証の管理 ・二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	福祉医療システムへのアクセスは二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>本事務は、豊山町子ども医療費支給条例に基づき、子どもの医療費の支給を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>① 受給資格の管理 ② 申請書や届出に関する確認 ③ 医療費の償還払いに関する確認</p>	<p>本事務は、豊山町子ども医療費支給条例に基づき、子どもの医療費の支給を行うことにより、子どもの福祉の増進を図ることを目的とする事務である。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>① 受給資格の確認(新規・変更・更新・喪失) ② 申請書の受理 ③ 受給者証の交付(新規・変更・更新・再交付) ④ 医療費の支給(現物給付:審査支払機関等へ支払、償還払い:受給者等へ支払) ⑤ 医療費請求情報の審査、指定医療機関との過誤調整 ⑥ 高額療養費の代理申請・受領、本人求償 ⑦ 第三者行為に係る医療費の求償</p> <p>・なお、上記の事務を行うにあたり、必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、他情報保有機関に対して照会を行う。</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療関係事務></p> <p>・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる</p>	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉医療システム、中間サーバー	福祉医療システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	必要箇所の修正
令和8年3月2日	IV 8. 人手を介在させる作業及び11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新規入力	事後	新規入力